

雫石町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

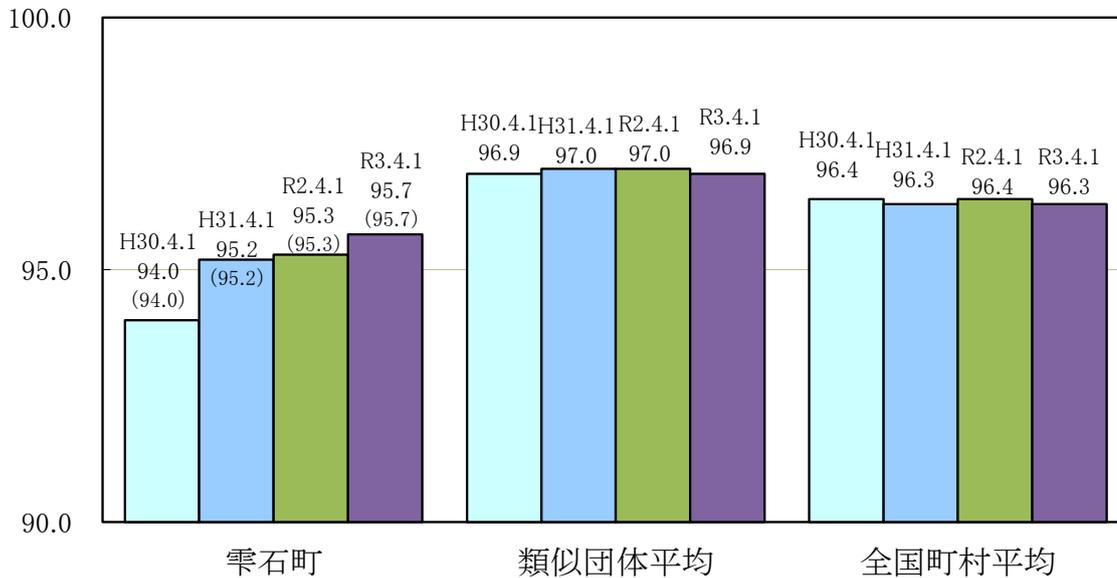
区分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 16,115	千円 12,313,759	千円 150,701	千円 2,028,316	% 16.5	% 18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 214	千円 742,842	千円 127,703	千円 294,687	千円 1,165,232	千円 5,445	千円 5,679

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) に)
 3 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 (H29.4.1から類似団体区分が変更となったため、類似団体平均が増加しています。)

※令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①組織機構変更により給与制度の見直しが行われたことに伴い、1ポイント上昇。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
2年度	円 —	円 —	円 — (— %)	% —	% —

(参考) 国の改定率
% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
2年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(参考) 国の年間 支給月数
月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(実施時期) 平成27年4月1日
 (実施内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しに準じ、平均2%の引下げ。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

(実施時期) 平成27年4月1日
 (支給割合) 東京都に所在する勤務所に勤務する職員及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員について、国と同様に見直しを実施。

③その他の見直し

(実施時期) 平成27年4月1日
 (支給割合) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
雫石町	41.1 歳	301,400 円	345,750 円	323,792 円
岩手県	42.3 歳	319,200 円	389,770 円	348,076 円
国	43.0 歳	325,827 円	— 円	407,153 円
類似団体	41.7 歳	305,764 円	360,353 円	336,127 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
雫石町	49.3 歳	21 人	286,300 円	307,043 円	303,174 円	—	—	—	—
うち学校給食員	45.2 歳	10 人	279,800 円	298,960 円	297,513 円	調理師	42.7 歳	217,900 円	1.37
うち用務員	52.9 歳	9 人	302,300 円	324,267 円	316,459 円	用務員	50.3 歳	235,200 円	1.38
うち運転手	45.4 歳	1 人	289,100 円	324,600 円	328,016 円	自動車運転手	56.0 歳	197,800 円	1.64
岩手県	52.2 歳	259 人	308,200 円	335,276 円	322,977 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	8 人	288,547 円	310,788 円	301,936 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
雫石町	4,997,516 円	—	—
うち学校給食員	4,850,420 円	2,945,900 円	1.65
うち用務員	5,388,204 円	3,186,100 円	1.69
うち運転手	4,679,700 円	2,604,900 円	1.80

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成30年～令和2年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
雫石町	— 歳	— 円	— 円
岩手県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

④医療職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
雫石町	医療職(一)	63.8 歳	562,800 円	1,496,100 円	763,516 円
	医療職(二)	42.7 歳	307,700 円	384,800 円	346,216 円
	医療職(三)	42.5 歳	307,500 円	417,900 円	362,108 円
岩手県	医療職(一)	44.3 歳	452,414 円	965,343 円	822,119 円
	医療職(二)	— 歳	— 円	— 円	— 円
	医療職(三)	40.8 歳	311,345 円	421,056 円	352,396 円
国	医療職(一)	53.0 歳	508,818 円	— 円	843,232 円
	医療職(二)	46.4 歳	310,954 円	— 円	355,410 円
	医療職(三)	47.6 歳	319,112 円	— 円	357,517 円
類似団体	医療職(一)	46.3 歳	627,966 円	1,331,132 円	862,695 円
	医療職(二)	— 歳	— 円	— 円	— 円
	医療職(三)	42.2 歳	298,423 円	352,857 円	315,025 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分		雫石町	岩手県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	183,800 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	151,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	149,200 円	円
	中学卒	円	141,100 円	円
医療職(一)	大学卒	249,800 円	円	円
医療職(二)	大学卒	188,400 円	円	円
	短大卒	166,400 円	円	円
医療職(三)	大学卒	212,600 円	円	円
	短大3卒	200,700 円	円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

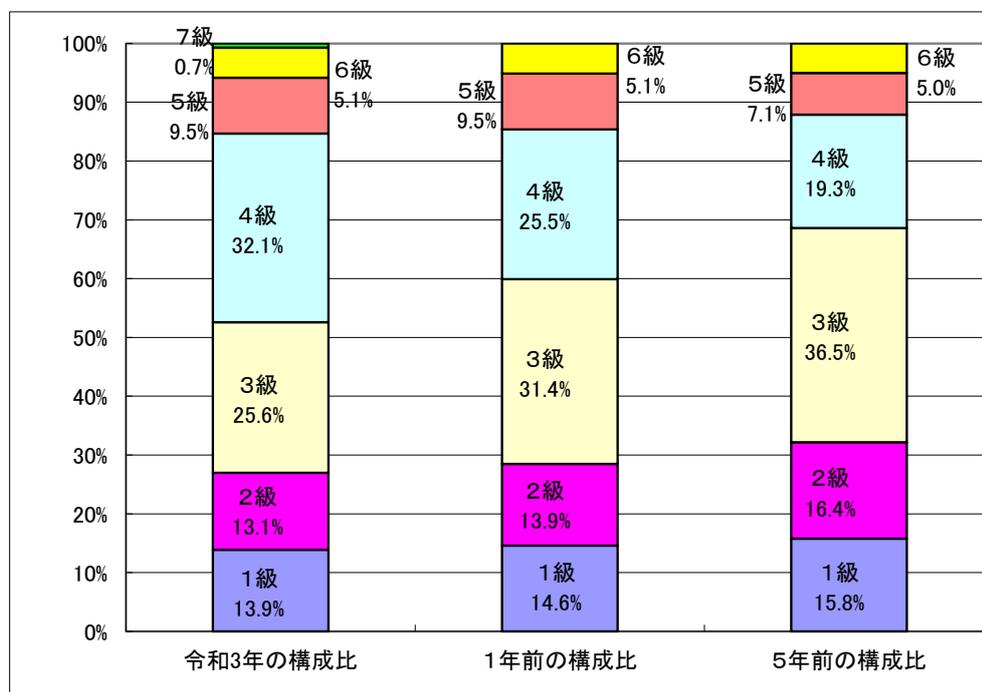
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,600 円	351,500 円	370,800 円	404,000 円
	高校卒	234,400 円	329,000 円	352,100 円	378,700 円
技能労務職	高校卒	—	284,800 円	284,300 円	314,100 円
	中学卒	—	—	301,100 円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

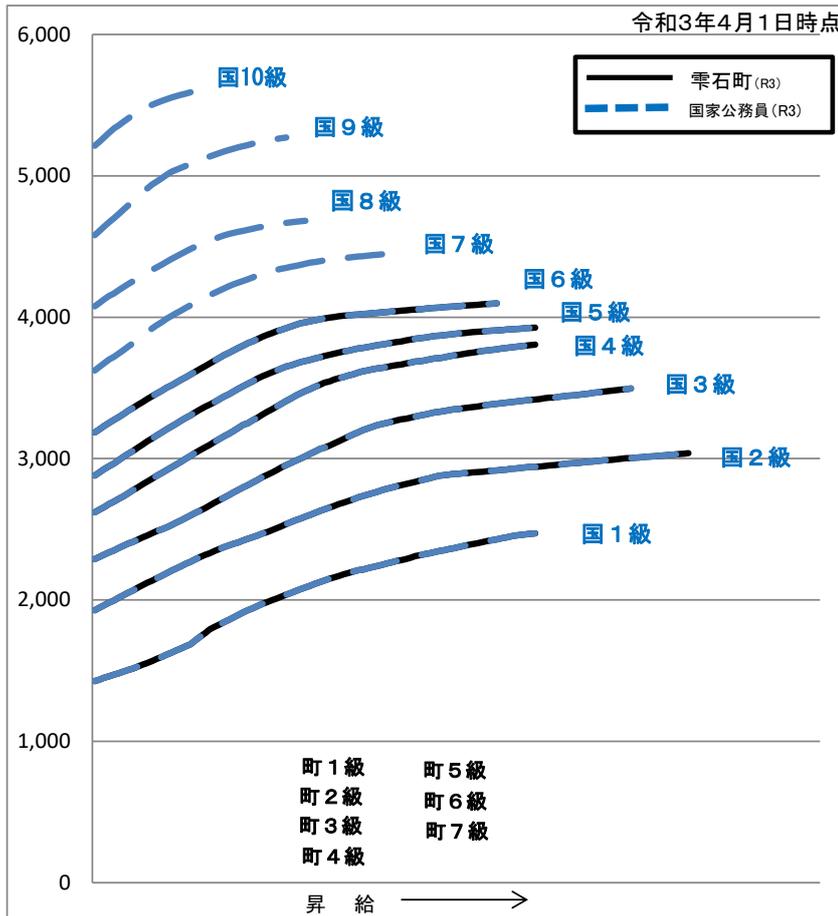
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	19 人	13.9 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主事	18 人	13.1 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主任	35 人	25.6 %	231,500 円	350,000 円
4 級	係長	44 人	32.1 %	264,200 円	381,000 円
5 級	課長補佐・課長	13 人	9.5 %	289,700 円	393,000 円
6 級	課長	7 人	5.1 %	319,200 円	410,200 円
7 級	課長	1 人	0.7 %	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 零石町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（雫石町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率				
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

雫石町	岩手県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,397 千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,806 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(雫石町)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

雫石町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	19,497 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)			2,180 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)			1,089,912 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	16 %	2 人	16 %
東京都	20 %	0 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			— —

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。
(補正前のラスパイレース指数×(1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算:医師にかかると手当を除く)		194 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算:医学研究手当・医師手当を除く)		8,818 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度:医師を除く)		10.1 %	
手当の種類(手当数)		11 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師手当	雫石診療所長・副所長	5,490 千円	勤務1月につき 所長270,000円 副所長250,000円
医学研究手当	雫石診療所に勤務する医師	7,140 千円	勤務1月につき 340,000円
税務手当	滞納処分における差押物件の引揚げ又は搜索の業務に従事した職員	0 千円	1日につき 300円
火葬場業務手当	火葬場に勤務する職員	0 千円	1体につき 1,000円
特殊自動車運転作業手当	業務に直接従事した職員	30 千円	1日につき 300円
用地等交渉手当	用地交渉のため出向いて交渉に従事した職員	0 千円	1日につき 300円
死体処置手当	業務に直接従事した職員	102 千円	1体につき 2,376円(従事職員割)
放射線取扱手当	雫石診療所に勤務する診療放射線技師	60 千円	勤務1月につき 5,000円
夜間看護等手当	雫石診療所に勤務する看護師、准看護師、医療給料表の適用を受ける職員	0 千円	看護業務 勤務時間により2,150円～ 7,300円、 救急医療等業務 1,240円
行旅死病人措置手当	業務に直接従事した職員	2 千円	1件につき 2,000円(従事職員割)
防疫作業手当	伝染病の防疫に従事する職員	0 千円	1日につき 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	37,214 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	197 千円
支給実績(令和元年度決算)	59,534 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	295 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり
					平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000(特定扶養加算有)その他の扶養親族6,500円	同		24,552 千円	231,622 円
住居手当	家賃12,000円以上(限度額27,000円)	同		8,196 千円	256,125 円
通勤手当	片道2キロ以上の交通用具・交通機関(限度額29,700円・50,000万円)	異	距離区分及び支給額	12,585 千円	84,463 円
管理職手当	課長・事務長・事務局長・師長42,100円、企画監50,500円、医師82,500円			12,542 千円	570,090 円
休日勤務手当	祝日法による休日に正規の勤務として勤務時間給100分の135	同		1,080 千円	20,000 円
夜間勤務手当	深夜に正規の勤務として勤務時間給100分の25	同		千円	円
宿日直手当	医師21,000円、医師外病院職員6,100円、その他職員4,400円	異	支給要件及び支給額	7,054 千円	391,889 円
寒冷地手当	扶養有主17,800円、扶養無主10,200円、その他7,360円 11～3月支給	同		13,422 千円	62,720 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額 等		
		(参考)類似団体における最高/最低額		
給 料	町 長	752,000 円	880,000 円 / 492,000 円	
	副 町 長	595,000 円	710,000 円 / 468,000 円	
報 酬	議 長	306,000 円	420,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	248,000 円	360,000 円 / 180,000 円	
	議 員	238,000 円	345,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(令和2年度支給割合) 3.20	月分	
	議 長 副 議 員	(令和2年度支給割合) 3.20	月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×0.4038×在職月数	(1期の手当額) 14,575千円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	給料月額×0.2328×在職月数	6,648千円	任期毎
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

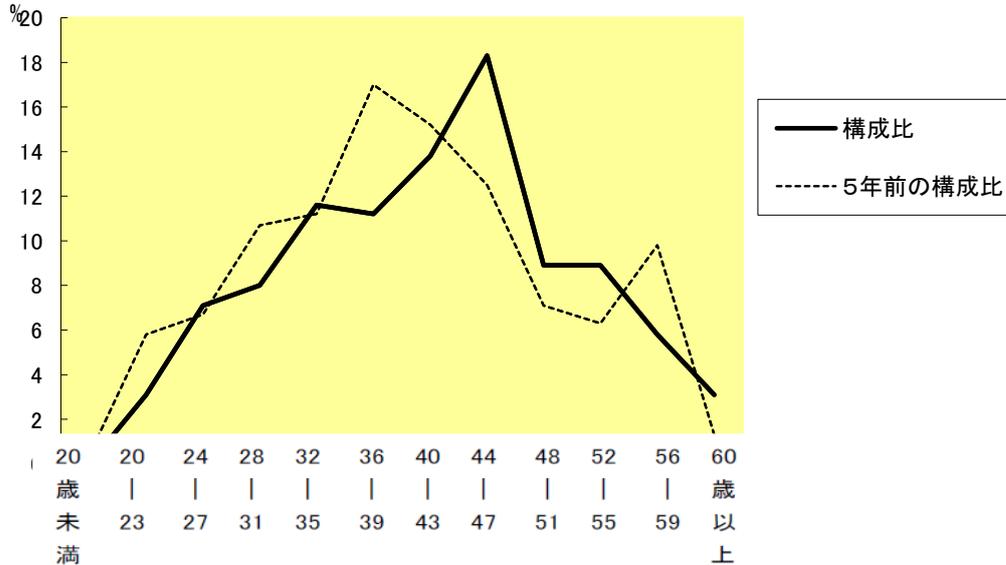
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務企画	48	48	0	
		税務	11	11	0	
		民生	31	35	△4	
		衛生	40	41	△1	
		農林水産	18	19	△1	
		商工	8	9	△1	
		土木	11	11	0	
	計	169	176	△7	<参考> 人口1,000当たり職員数 10.5 人 (類似団体の人口1,000当たり職員数 7.6 人)	
	教育部門	39	38	1		
小計	208	214	△6	<参考> 人口1,000当たり職員数 12.9 人 (類似団体の人口1,000当たり職員数 9.3 人)		
公営企業等部門	診療所	0	0	0		
	水道	5	6	△1		
	下水道	6	6	0		
	その他	5	6	△1		
	小計	16	18	△2		
合計		224	232	△8	<参考> 人口1,000当たり職員数 13.90 人	
		[285]	[285]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	7	16	18	26	25	31	41	20	20	13	7	224

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	28年	29年	30年	31年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	170	172	177	174	176	169	△1(△0.6%)
教 育	47	44	40	40	38	39	△8(△17.0%)
普通会計 計	217	216	217	214	214	208	△9(△4.1%)
公営企業等会計 計	17	18	19	19	18	16	△1(△5.9%)
総合計	234	234	236	233	232	224	△10(△4.3%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
2年度	348,412	15,644	42,915	12.3	15.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	5	18,102	2,455	7,721	28,278	5,656

(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,045

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
雫石町水道事業	43.0 歳	301,701 円	471,305 円
類似団体	43.7 歳	335,096 円	502,816 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

雫石町水道事業		一般会計	
1人当たり平均支給額(令和2年度)		1人当たり平均支給額(令和2年度)	
1,544 千円		1,397 千円	
(2年度支給割合)		(2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

雫石町水道事業			一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	19,497 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

制度無し

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

制度無し

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	1,258 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	315 千円
支給実績（令和元年度決算）	1,312 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	262 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)
扶養手当	配偶者10,000円 子8,000(特定扶養加算有)その他の扶養親族6,500円	同		798 千円	199,500 円
住居手当	家賃12,000円以上(限度額27,000円)	同		300 千円	300,000 円
通勤手当	片道2キロ以上の交通用具・交通機関(限度額29,700円・50,000円)	異	距離区分及び支給額	31 千円	31,200 円
管理職手当	課長・事務長・事務局長・師長42,100円、企画監50,500円、医師82,500円			506 千円	505,200 円
休日勤務手当	祝日法による休日に正規の勤務として勤務時間給100分の135	同		6 千円	2,837 円
宿日直手当	医師10,000円、医師外病院職員5,900円、その他職員4,200円			千円	円
寒冷地手当	扶養有主17,800円、扶養無主10,200円、その他7,360円 11～3月支給	同		356,000 千円	71,200 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円 583,166	千円 12,959	千円 11,358	% 1.9	% 1.8

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 (30,807千円) を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり		(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A	
2年度	人 6	千円 19,636	千円 1,445	千円 7,020	千円 28,101	千円 4,684		千円 5,953

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
雫石町下水道事業	47.0 歳	272,463 円	389,784 円
類似団体	43.7 歳	331,372 円	495,629 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

雫石町下水道事業				一般会計			
1人当たり平均支給額(令和2年度)				1人当たり平均支給額(令和2年度)			
1,170 千円				1,397 千円			
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分		1.90 月分		2.55 月分		1.90 月分	
(1.45)月分		(0.90)月分		(1.45)月分		(0.90)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

雫石町下水道事業			一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	19,497 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

制度無し

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

制度無し

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	617 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	103 千円
支給実績（令和元年度決算）	555 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	93 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	配偶者10,000円 子8,000(特定扶養加算有)その他の扶養親族6,500円	同		497 千円	165,500 円
住居手当	家賃12,000円以上(限度額27,000円)			千円	円
通勤手当	片道2キロ以上の交通用具・交通機関(限度額29,700円・50,000円)	異	距離区分及び支給額	448 千円	111,900 円
管理職手当	課長・事務長・事務局長・師長42,100円、企画監50,500円、医師82,500円			千円	円
休日勤務手当	祝日法による休日に正規の勤務として勤務時間給100分の135			22 千円	21,288 円
宿日直手当	医師10,000円、医師外病院職員5,900円、その他職員4,200円			千円	円
寒冷地手当	扶養有主17,800円、扶養無主10,200円、その他7,360円 11～3月支給	同		341 千円	68,120 円